

## 国内経済要録

### ◇外国為替資金貸付制度の適用範囲の拡大

本行は12月11日、輸出金融をいっそう順便にするため外国為替資金貸付制度の適用範囲を拡大した。これによつて、輸出手形保険に付保された一覧後定期払輸出手形のうち、手形到着後遅滞なく引き受けられることが確認されないものであつても、輸出契約書などにより貨物到着後引き受けられることが確認されるもの、または中南米諸国のように通常貨物到着後手形の引受が行なわれる商慣習のある地域向けのものは、その引受完了後、これを同制度の引当対象として認めることになった。

### ◇北方協会基金国庫債券の発行

政府は12月15日、北方協会基金国庫債券10億円を発行した。これは、北方地域(函館、色丹、国後、択捉各島)の旧漁業権者などの事業経営および生活の安定をはかるために設立された特殊法人北方協会に対して、国がその所要資金を国債で交付することとなったもの。発行要領は次のとおり。

- (1) 種類……額面金額50百万円の登録国債。
- (2) 交付価格……額面金額100円につき100円。
- (3) 期間……10年
- (4) 利率……年6分

### ◇輸入担保制度の一部改正

政府は12月25日、輸入担保制度の一部を改正した。その概要次のとおり。

- (1) 工業用原材料、輸出用原材料として比較的重要な物資のうち、ニッケル合金、コバルト、海草、魚肝臓油など輸入担保率が35%のものを5%へ引下げ。
- (2) 主要発電設備は5%から1%へ引下げ。
- (3) 国の機関に準ずる性格をもつ特殊法人の購入する外貨資金割当物資については、輸入担保の預入を必要としないこととする。

### ◇税制調査会、「税制の体系的な改善整備の方策」などについて答申

税制調査会は、12月1日総理大臣に対して、「税制の体系的な改善整備の方策」、「昭和37年度税制改正の基本方針」および「昭和37年度税制改正案の骨子」についての答申を行なった。答申は、国民所得に対する税負担の割合をおおむね現状程度にとどめるよう、引き続き

減税政策をとるべきこと(とくに間接税の大幅減税、所得税や地方税の大衆負担軽減)、また地方団体の税源強化のため、所得税の一部を道府県民税として移譲することなど税源配分の適正化もはかるべきこととしている。

なお減税規模は、国、地方を通じ平年度約1,700億円と答申されている(政府はこれを参考にして12月18日、次のとおり昭和37年度予算案編成に伴う減税案を決定した。答申案と政府原案と比べてみると、政府原案では酒税が答申の示す規模に及ばなかったほか、80億円の関税増税を見込んでいるため、国税全体では答申を約200億円下回る規模となっている)。

### 減税の規模

(単位・億円)

区分	答申 平年度	政府原案		初年度
		平年度	初年度	
国税	所得税	515	513	438
	法人税	20	20	7
	相続税	20	20	10
	再評価税	6	6	4
	酒税	470	372	309
	物品税	190	200	172
税	その他の	161	34	47
	計	1,382	1,164	987
地方税	住民税	161	未定	未定
	事業税	73		
	その他の	129	未定	未定
	計	363		
合計		1,745		

### ◇昭和37年度予算編成方針決定

政府は12月15日の閣議で37年度予算編成方針を次のとおり決定した。

国際収支の均衡をすみやかに回復することを主眼とし、健全財政を堅持、経済情勢の推移に即応してその弾力的運用をはかる。また長期にわたる国力発展の基盤を充実するため、引き続き既定の重要施策を重点的に実施し、新規の施策はとくに緊要なものに限定する。

- (1) 間接諸税および所得税を中心に、平年度1,200億円(初年度1,000億円)程度の減税。税源配分の適正化による地方財源強化と地方税負担の軽減。
- (2) 社会保障施策拡充と生活環境施設整備。
- (3) 道路、港湾などの整備や水資源開発など産業基盤の充実強化。災害復旧促進など国土保全施設の強化。
- (4) 輸出振興、対外経済協力の強力な推進。
- (5) 農村漁業の近代化施策。中小企業の経営基盤強化。
- (6) 補助金および一般行政費の節減。行政機構の拡充や人員の新規増加の抑制。